

カレッタ汐留ポイントカード会員規約

第1条（会員資格）

- 会員とは、カレッタ汐留ポイントカード会員規約（以下「本規約」という）を承認の上、株式会社電通ワークス（以下「当社」という）に入会申込みを行い、所定の手続きを完了した方とします。
- 会員は15歳以上の方に限ります。
- 「カレッタ汐留ポイントカード」（以下「本カード」という）は個人を対象としたもので、法人・団体では入会出来ません。

第2条（入会方法）

- 入会に際しては、当社所定の入会申込書に必要事項を記入のうえ、当社所定の申込み場所へお申込みください。入会申込みの際に、本人を確認する証明書（運転免許証、パスポート等公的機関が発行した証書）の提示をお願いすることがあります。

第3条（本カードの発行・貸与）

- 当社は会員一名様に対して一枚の本カードを発行し、貸与します。
- 会員は本カード発行時、裏面の署名欄・入会年月日欄に自署し、会員の責任において管理するものとします。
- 本カードは自署した会員本人のみ利用可能となり第三者への譲渡、貸与は出来ません。

第4条（会費）

- 入会金、年会費等は無料です。

第5条（本カードの利用）

- カレッタ汐留の店舗（対象店舗については店頭ステッカー及びカレッタ汐留ウェブサイトにてご確認ください。）において、商品のご購入・ご飲食・サービスの提供を受けられた際、精算前に本カードを提示することで所定のポイントが付与されます。
- 以下の内容については、原則としてポイントの付与は出来ません。
 - ・ たばこ・金券類・チケット・切手・印紙・はがき・箱代等の支払い
 - ・ お直し料・送料・会費・入会金・公共料金等の支払い
 - ・ 消費税
 - ・ 自動販売機でのお買上げ
 - ・ 駐車場料金の支払い等
 - ・ 当社がポイント対象外と指定する店舗でのご利用
- 本カードの提示がない場合やご精算後にカードを提示された場合はポイントの付与は出来ません。

第6条（ポイントの付与）

- 原則として、お買上げ額100円（税別）につき1ポイントを付与します。
- ポイントはお買上の翌日からご利用可能となります。
- 100円未満の端数代金にはポイントは付きません。

- 2枚以上の本カードのポイント合算は出来ません。

第7条（お買上げ商品返品等の処理）

- お買上げ額に対してポイントを付与した商品を返品する場合は、お買上げ時のレシートと共に本カードを提示することで、当該商品のポイントは無効となりポイント残高より返品相当額のポイントを差し引きます。
- 既に「カレッタ汐留ポイントご利用券」（以下「ご利用券」という）を発行しポイント残高が不足している場合は、ご利用券の回収または、ご利用券相当額の返金を請求させていただく場合があります。

第8条（ポイントの交換・照会）

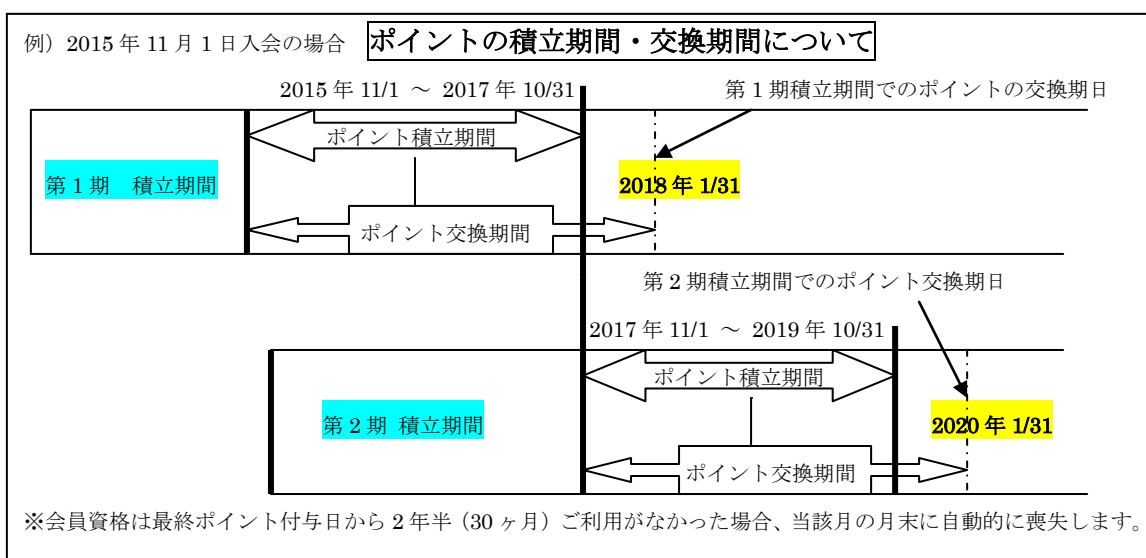
- 500ポイントごとに500円分のご利用券と交換出来ます。
- 積立ポイントのご利用券への交換は、500ポイント積立に到達したお買上げ日の翌日から可能となります。
- ご利用券の発行、ポイント照会については当社所定の場所に設置された、ポイント照会発券端末機で行うことが出来ます。
- ご利用券は、譲渡・換金することはできません。

第9条（ご利用券の利用方法）

- ご利用券の有効期間は、発券日から3ヶ月後の月末までとします。
- ご利用券によるお買い上げ分は、ポイント付与対象外となります。
- ご利用券の券面額未満のご利用の場合、釣銭はお出し出来ません。
- ご利用券は原則として次の場合には利用することが出来ません。
 - ・ たばこ・金券類・チケット・切手・印紙・はがき・箱代等の支払い
 - ・ お直し料・送料・会費・入会金・公共料金等の支払い
 - ・ 自動販売機でのお買上げ
 - ・ 駐車場料金の支払い
 - ・ ポイント対象店舗以外での支払い
- ご利用券は、いかなる場合（紛失・盗難等）でも再発行は出来ません。
- 当社がポイント対象外と指定する店舗ではご利用券を利用出来ません。

第 10 条 (ポイントの積立期間、交換期間)

- ポイントの積立期間は、入会日から2年間とします。
- ご利用券への交換期間はポイントの積立期間とその後3ヶ月間となります。



- 交換期間内にご利用券へ交換しなかった2年間の積立ポイントは全て無効となります。
- 2年間の積立期間(第1期積立期間)満了の翌日から新たな2年間の積立期間(第2期積立期間)が開始され、以降についても会員資格の喪失及び会員による退会をしない限り積立期間、交換期間とも自動的に更新されます。

第 11 条 (届出事項の変更)

- 会員の住所・氏名・電話番号等に変更があった場合は、速やかにカレッタ汐留ポイントカード事務局(以下「事務局」という)にご連絡下さい。

第 12 条 (本カードの紛失・盗難・破損)

- 本カードを紛失・盗難・破損された場合は、速やかに事務局へご連絡ください。
- 本カードを紛失・盗難された場合は、累計ポイントは無効となります。
- 届出以前に不正に利用されたポイントについて、当社は一切責任を負いません。
- 本カードを破損された場合や磁気不良につきましては、当該カードと引き換えに新カードを再発行します。その場合累計ポイントは新カードへ移行出来ます。

第 13 条 (会員資格の喪失)

- 会員が以下のいずれかに該当した場合は、会員資格の喪失と同時に積立ポイントが消滅することとなります。その際本カードは当社に返却することとします。
 - ・ 会員が当社へ虚偽の届出をした場合。
 - ・ 会員が本規約に違反した場合。
 - ・ 会員が本カード及びご利用券の利用に際し不正な行為があったと当社が認めた場合。
 - ・ 最終ポイント付与日から2年半(30ヶ月)ご利用がなかった場合。(その場合は当該月の月末に会員資格・積立ポイントは自動的に喪失します。)

第 14 条 (会員都合による退会)

- 会員の都合による退会の場合は、速やかに本カードを当社へ返却していただきます。

第 15 条 (会員情報について)

- 会員は当社が以下の内容（以下「会員情報」という）について収集、利用、保有することに予めご了承していただきます。

- ・ 入会の際に申込書に記入した会員の住所・氏名・生年月日・性別・電話番号・メールアドレス等。

- ・ 本カードの運営・管理に必要とする、会員の買上履歴（利用店舗・日付・金額・ポイント数等）。

- 会員情報は当社にて厳重に管理いたします。

第 16 条 (会員情報の利用目的等について)

- 当社は以下の目的において会員情報を利用します。

- ・ 電話・パソコン・携帯電話メール・封書葉書等の郵便による、ご利用特典・セール・イベント・各種プレゼント等に関するご案内。

- ・ 会員の消費動向及び販売促進活動の検証・今後のイベント内容の策定。

- ・ その他、会員の事前同意を得た目的への利用。

第 17 条 (会員情報の第三者提供について)

- 当社は会員情報について以下の内容を除き、会員の同意なく第三者に提供しないものとします。

- ・ 法令に基づく場合。

- ・ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- ・ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- ・ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第 18 条 (本規約の追加・変更・廃止)

- 本規約は会員に予告なく追加・変更・廃止することがあります。

- 天災・その他の非常事態時には、会員への事前告知なしに、本カードの利用の全部もしくは一部を休止させていただく場合があります。

第 19 条 (お問い合わせ窓口)

- 本規約・会員特典・会員情報の開示・訂正・削除等に関するお問合せは以下の窓口までご連絡ください。

株式会社 電通ワークス

カレッタ汐留ポイントカード事務局

東京都港区東新橋 1-8-2

TEL : 03-6218-2300